

高砂市中小事業者福利厚生向上奨励補助金

申請手続きに係る Q&A

I 対象者について

Q1：この補助金の給付対象者は？

A：次の要件すべてに該当する中小事業者（個人事業者を含む）が対象となります。
（高砂市中小事業者福利厚生向上奨励補助金交付要綱（以下「要綱」）第3条関係）

【要件】

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者であること。
- (2) 申請時点において市税を滞納していないこと。
- (3) 令和8年4月1日以降に市内の事業所において雇用する従業員（役員及びパート・アルバイト等である者を含む）についてあいわーくかがわへの加入を行い、申請時点において当該加入を継続していること。
- (4) あいわーくかがわの入会金及び会費について、従業員に負担させることなく、補助対象者が全額を負担していること。
- (5) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が事業を営んでいないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する営業を営んでいないこと（同条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）。

Q2：中小事業者の定義とは？

A：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又はこれらと同等であると市長が認める者のことです。

下記の表の業種ごとに、資本金又は従業員数のいずれかに該当することが必要です。

業 種	中小企業者 （下記のどちらかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※ホテル・旅館は、中小企業信用保険法施行令第1条第2項「旅館業」の定めにより、資本金の額又は出資の総額5千万以下、常時使用する従業員の数は200人以下。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）は対象外とします。

※みなし大企業は対象外とします。

（みなし大企業の定義）

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

Q3：事業所は市内だが、代表者の住所が市外の場合は対象となるか？

A：Q1回答で示す要件を満たしていれば対象となります。

Q4：代表者の住所は市内だが、主たる事業所（店舗等）が市外の場合は対象となるか？

A：市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者を対象としているため、対象とはなりません。本社又は主たる事業所が在る都道府県や市町の支援施策をご活用ください。

Q5：本社や本店等が市外にある事業所で、事務所・営業所・店舗等が市内にある場合、対象となるか？

A：要綱第3条第1号の規定「市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者であること。」としており、本社又は主たる事業所が市内にない事業所は、対象とはなりません。

※主たる事業所とは、実際に主たる事業活動を行っている事務所・営業所・店舗などをいいます。
(対象の事業所について、従業員数が最も多い、売上比率が最も高い、など)

Q6：補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする（要綱第4条関係）とあるが、同一人物が複数の中小事業者の代表者である場合、各事業者における補助金の申請はどのように考えるか？

A：代表者が同じであってもそれぞれの事業者で事業を営んでいる場合（法人に限る）は、各事業者ごとに申請することができます。

Q7：同等と市長が認める者（要綱第2条関係）とは？

A：公共法人（※）を除く、財団法人、社団法人、学校法人、NPO法人等の各種非営利法人をいいます。
※公共法人とは、法人税法第2条別表第1をご参照ください。
注：政治団体や宗教法人は対象外とします。

Q8：農業や漁業従事者も補助対象者となるか？

A：要件に合致していれば対象とします。農業法人も対象とします。

Q9：公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人等）は対象となるか？

A：Q8回答を参照。要件に合致すれば対象となります。

Q10：従業員がおらず、法人の代表者または個人事業主のみで事業を行っている場合も補助対象となるか？

A：対象となります。

II 補助金及び補助対象経費について

Q11：この給付補助金の額はいくらか？

A：あいわーくかがわの入会金および会費（入会月を含めた12か月分に限る。）の2分の1に相当する額です。

注1：当該年度の予算の範囲内が上限となります。

注2：補助対象従業員数は50名が上限となります。

Q12：会費は消費税を含んでいるのか？

A：あいわーくかがわの年会費は不課税となっています。

Q13：申請はどのタイミングで行えばよいのか？

A：あいわーくかがわに加入し、入会月を含めて12ヶ月分以上の会費の支払いを終えた以降で、入会申込を行ってから2年以内の期間となります。

III 添付書類

Q14：申請手続きに記載する内容や添付する書類は？

A：高砂市中小事業者福利厚生向上奨励補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に加えて、下記

の添付書類を提出ください。

- (1) 加古川勤労者福祉サービスセンター（あいわーくかこがわ）加入実績及び会費納入証明書
- (2) 履歴事項全部証明書、確定申告書等市内に本社又は主たる事業所を有することが分かる書類の写し
- (3) 市税完納証明書
- (4) その他市長が必要と認めた書類

Q15：添付書類の(1) 加古川勤労者福祉サービスセンター（あいわーくかこがわ）加入実績及び会費納入証明書は、どのようにして発行するのか。

A：あいわーくかこがわに加入し、入会月を含めて12ヶ月分以上の会費の支払いを終えた以降に、あいわーくかこがわに発行を依頼してください。

Q16：市内に本社又は主たる事業所を有することが分かる書類について、履歴事項全部証明書や確定申告書で確認できない場合は、追加でどのような書類を提出すれば良いか？

A：法人の場合は、法人税の確定申告書（別表1）や会社案内・公式ウェブサイトなど、個人事業者の場合は、所得税青色申告決算書または収支内訳書、会社案内・公式ウェブサイトなどで確認します。また、開業して間もなく、確定申告を終えていない場合は、開業届の写しで確認します。

Q17：市税の完納証明書は、誰のものを添付すればよいか？

A：法人の場合は法人のものを、個人事業者の場合は代表者個人のものを添付してください。

Q18：振込口座の通帳の写しは、どのページをコピーして添付すればよいか？

A：通帳の表紙を開いた見開きのページ（口座名義・支店名・口座番号の記載があるページ）の写しを添付してください。なお、ネットバンキングの場合、上記の内容が確認できるページの写しを添付してください。

IV 申請方法・支給方法

Q19：申請期間は？

A：令和9年4月1日から令和10年3月31日までとなります。
ただし先着受付とし、上記期間内に予算額を超えた場合はその時点で受付を終了します。

Q20：申請手続はどのようにすればよいか？

A：申請書類を（公財）結のたかさご（みどりの相談所）へ直接ご持参いただくか、郵送で提出してください。なお、申請書類は窓口でお渡しするか、当該法人又は高砂市役所のホームページからダウンロードいただけます。

住所：〒676-0828 高砂市阿弥陀町地徳 301 番地（市ノ池公園みどりの相談所内）

名称：公益財団法人結のたかさご

電話：079-446-8096

Q21：申請手続きをしたいが事業主本人以外の申請は可能か？

A：可能です。

Q22：給付補助金は、いつ振り込まれるのか？

A：申請書類に不備等がなければ、補助金交付の決定後、2週間から3週間程度での振込を予定しています。なお、補助金交付の決定までは、申請後3週間程度要する見込みです。

Q23：補助金の振込先となる金融機関に指定はあるか？

A：特にありません。ゆうちょ銀行や農協、ネット銀行等でも可能です。

V その他

Q24：補助金の返還を求められる場合はあるのか？

A：補助金の交付を受けた中小事業者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助対象期間において、補助対象者又は従業員のあいわーくかこがわからの退会に伴い、補助金の交付に係る経費について、返金その他これに準ずる事実が判明したとき。

(3) その他補助金の交付に適当でない行為があったとき。